

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 公募要領 (通信制課程におけるPDCAサイクルの確立)

令和3年8月25日
初等中等教育局長決定

1. 事業名

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究(通信制課程におけるPDCAサイクルの確立)

2. 事業の趣旨

高等学校においては、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。特に通信制課程においては、勤労青年のみならず、全日制課程の中途退学者や不登校経験がある生徒等多様な生徒を受け入れており、生徒の実態に応じたきめ細かな対応が求められるものであるが、一部の通信制課程を置く高等学校においては不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されており、高等学校通信教育の質の確保が必要である。

本調査研究においては、文部科学省が平成28年9月に策定した「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(令和3年3月一部改訂)を踏まえ、通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する指導監督・点検調査・学校評価等の効果的な在り方等を把握して、通信制課程におけるPDCAサイクルの確立を促進する。

3. 事業の内容

本事業の目的は、通信制課程におけるPDCAサイクル確立を促進し、高等学校通信教育の質の確保に資するものとするものである。

都道府県等の所轄庁においては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(平成28年9月。令和3年3月一部改訂)等に基づく実地による点検調査を文部科学省の協力を得ながら実施している。しかしながら、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なから見られるところである。このような状況が生じる背景には、一部の学校関係者においては、制度や法令についての知識が不足しており、本来の趣旨を逸脱した独自の解釈を行っていたり、法令順守を徹底するという意識や公教育としての高等学校教育を担っているという責任の自覚が不十分であったりすることや、高等学校通信教育に求められる水準等について学校関係者の間で共通理解があるとはいえないこと等の課題があるものと考えられる。

文部科学省においては、令和3年3月に高等学校通信教育規定等を改正し、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化やサテライト施設の教育水準の確保等を図ったところである（令和4年4月施行）。今後は通信制高等学校や所轄庁において、当該制度改正に対応した教育活動の実施や指導・監督等が求められることとなる。

ついては、通信制高等学校や所轄庁を対象として、高等学校通信教育の質の保証に関する項目（例：学習形態や教育環境、設置認可・指導監督等）について、調査を実施し、その結果を整理・分析するとともに、高等学校通信教育の特性を踏まえた第三者評価について、参考となる具体的な取組事例等を含めながら、今後の学校運営や教育活動等の改善につなげるための課題や改善策等を具体的に提示する。

なお調査に当たってはヒアリング調査（オンラインも併用）や書面調査等、適切な調査方法によって実施することとし、調査項目や成果物の設定については適切に設定することとする。設定に当たっては、下記①～⑦を踏まえる。

- ①「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について」
(URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/125/houkoku/1377895.htm)
- ②「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）」
(URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/125/houkoku/1388793.htm)
- ③「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について」
(URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1404093.htm)
- ④通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）
(URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/153/mext_00672.html)
- ⑤「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」（特に別添5）
(URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00017.html)
- ⑥「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」
(URL:https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_koukou01-000010291_04.pdf)
- ⑦「第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質の確保・向上に関する研究」
(URL:https://www.mext.go.jp/content/20210420-mxt_kouhou02-000010291_1.pdf)

4. 中間報告書・成果物の提出

(1) 中間報告書

本調査の令和3年12月時点での途中経過を、同年12月17日（金）までに中間報告書として提出すること（電子媒体）。

(2) 成果物

本調査研究の実施に伴い作成した成果物を、事業完了（廃止等）報告書に添えて提出すること（A4版印刷物及び電子媒体 各1部）。調査研究が完了した日から10日を経過した日又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに納入する。

(3) 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官付企画係 E-mail : koukou@mext.go.jp

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

- (1) 事業期間：契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで
- (2) 事業規模：400 万円程度
- (3) 採択予定件数：1 件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。審査終了後、30 日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

- (1) 開催日時：令和 3 年 9 月 3 日（金）16：00～16：30
- (2) 開催場所：オンラインで実施する。

説明会への参加を希望する団体は、所属、氏名、連絡先（電子メール・電話番号）を記載の上、令和 3 年 9 月 1 日（水）17 時までに電子メールで連絡すること。（連絡先：koukou@mext.go.jp）

9. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、本事業への企画提案の提出を希望する者は令和 3 年 9 月 13 日（月）17 時までに E-mail により参加表明書を提出すること。（様式は任意で提出先は 10.（1）と同じ。）

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官付企画係

TEL：03-5253-4111（代表）（内線：3705）

E-mail：koukou@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① 企画提案書は、E-mailにより、10.(1)に記載の提出先までデータを送信すること。また、E-mailの送付後、10.(1)に記載の電話番号宛てにその旨電話をすること。
- ② メールの件名及び添付ファイル名はともに「(事業名) _ (法人名)」とすること。また、添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ③ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（様式1）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③誓約書（様式1別紙）
- ④本件に関する事務連絡先（様式は任意）

(4) 提出期限

令和3年9月24日（金）17時必着（10.(2)①に記載の電話も期限内に行うこと）

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailについては、送信時に提出されたものとみなす。また、10.(2)

①に記載の電話も提出期限内に行うこと。事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わないこととする。

※不備等がある場合でも、提出期限を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。

11. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することと

なったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1 2. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、採択後も双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費については、国は負担しないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 3. スケジュール

- (1) 審査：令和3年9月下旬頃
- (2) 採択決定：令和3年10月頃
- (3) 契約締結：令和3年10月頃

1 4. その他

- (1) 企画提案書等の作成・郵送費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する可能性がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の当該者のみが有利となるような質問については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支出規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）